

自賠責保険と労災保険の比較一覧表

2020/1/1現在

賠償項目	費目	適用項目	自賠責保険	労災保険	
			金額	賠償項目	費目
死亡保険金	慰謝料	本人	350万円	遺族前払い年金 1,000日限度	遺族年金を受けられる場合
		遺族	遺族（父母、配偶者、子=3名以上750万円	遺族（補償）年金、遺族特別支給金（300万円）、遺族特別年金	
	慰謝料計		1,100万円		
	逸失利益		被害者が死亡しなければ将来得たであろう収入から、本人の生活費を控除したもの。		
	葬儀費用	通夜、祭壇、火葬、墓石などの費用	60万円～100万円		
	合計		3,000万円		
後遺障害保険金	逸失利益		神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合	障害補償給付	遺族年金、遺族
	慰謝料		常時介護のとき：最高4,000万円	介護特別	
			随時介護のとき：最高3,000万円		
			後遺障害の程度により		
			第1級：最高3,000万円～第14級：最高 75万円		
傷害費用	入院・通院	治療費	治療費実費120万円まで	療養給付	治癒するまで給付を受けられる。
		通院交通費		労災病院への交通費実費	
		看護料			
		入院雑費			
		診断書作成費用			
		慰謝料	4200円×実入通院日数の2倍と入通院期間のいずれか少ない方		
		休業損害	3ヵ月の給与実学×1日/90日=1日当たり給料×休業日数	休業補償給付（60%）	1年6ヵ月支給、その後傷病一時金に切り替わる。
				休業特別支給金（20%）	通勤事故：自賠責金額にプラスしてもらえます。

自賠償保険と労災保険の比較一覧表

自賠償後遺障害				労災後遺症		
(1) 介護を要しない後遺障害事故の場合				障害補償給付	日分	傷害特別支給金（一時金） 万円
1級：	3000万円	慰謝料は1,100万円	労働能力喪失率は100%	1級：年金	313/365	342
2級：	2590万円	慰謝料は958万円	労働能力喪失率は100%	2級：年金	277/365	320
3級：	2219万円	慰謝料は829万円	労働能力喪失率は100%	3級：年金	245/365	300
4級：	1889万円	慰謝料は712万円	労働能力喪失率は92%	4級：年金	213/365	264
5級：	1574万円	慰謝料は599万円	労働能力喪失率は79%	5級：年金	184/365	225
6級：	1296万円	慰謝料は498万円	労働能力喪失率は67%	6級：年金	156/365	192
7級：	1051万円	慰謝料は409万円	労働能力喪失率は56%	7級：年金	131/365	156
8級：	819万円	慰謝料は324万円	労働能力喪失率は45%	8級：一時金	503	65
9級：	616万円	慰謝料は245万円	労働能力喪失率は35%	9級：一時金	391	50
10級：	461万円	慰謝料は187万円	労働能力喪失率は27%	10級：一時金	302	39
11級：	331万円	慰謝料は135万円	労働能力喪失率は20%	11級：一時金	223	29
12級：	224万円	慰謝料は93万円	労働能力喪失率は14%	12級：一時金	156	20
13級：	139万円	慰謝料は57万円	労働能力喪失率は9%	13級：一時金	101	14
14級：	75万円	慰謝料は32万円	労働能力喪失率は5%	14級：一時金	56	8
(2) 介護を要する後遺障害				(2) 障害年金前払い一時金		
要介護1級	4000万円	慰謝料は1600万円	労働能力喪失率は100%	1級：	200日～1340日	
要介護2級	3000万円	慰謝料は1100万円	労働能力喪失率は100%	2級：	200日～1190日	
1級：	3000万円	慰謝料は1100万円	労働能力喪失率は100%	3級：	200日～1050日	
2級：	2590万円	慰謝料は958万円	労働能力喪失率は100%	4級：	200日～920日	
3級：	2219万円	慰謝料は829万円	労働能力喪失率は100%	5級：	200日～790日	
4級：	1889万円	慰謝料は712万円	労働能力喪失率は92%	6級：	200日～670日	
5級：	1574万円	慰謝料は599万円	労働能力喪失率は79%	7級：	200日～560日	
6級：	1296万円	慰謝料は498万円	労働能力喪失率は67%			
7級：	1051万円	慰謝料は409万円	労働能力喪失率は56%			
8級：	819万円	慰謝料は324万円	労働能力喪失率は45%			
9級：	616万円	慰謝料は245万円	労働能力喪失率は35%			
10級：	461万円	慰謝料は187万円	労働能力喪失率は27%			
11級：	331万円	慰謝料は135万円	労働能力喪失率は20%			
12級：	224万円	慰謝料は93万円	労働能力喪失率は14%			
13級：	139万円	慰謝料は57万円	労働能力喪失率は9%			
14級：	75万円	慰謝料は32万円	労働能力喪失率は5%			
自賠償過失相殺	過失割合	減額	労災 傷病給付	療養給付を受けている場合は受給できません。		
	70%未満	減額なし	傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
	70%～80%未満	20%削減	1級	給付基礎日額 313日	114	給付基礎日額 313日
	80%～90%未満	30%削減	2級	277日	107	277日
	90%～100%	50%削減	3級	245日	100	245日

1, 2級で介護を受けている場合は、別途介護給付あります。

